

## 市民後見推進事業の概要

市区町名	府中市
------	-----

事業区分	(1) 市民後見人養成のための研修の実施
委託先及び 委託内容	全部委託 ・ 一部委託 ・ 委託なし
	委託先名：府中市社会福祉協議会
	委託内容：市民後見人養成のための講習の実施
事業内容	<p>(研修の名称) 平成26年度 府中市市民後見人基礎講習</p> <p>(研修対象者) 原則府中市民で、府中市社会福祉協議会の生活支援員に登録している、概ね65歳未満の方</p> <p>(研修カリキュラム等) ※別添資料参照</p> <p>(講師) 弁護士、司法書士、社会福祉士、精神科医師、消費生活相談員、市民後見人、府中市社会福祉協議会職員、府中市職員</p>
事業スケジュール (予定を含む)	<p>平成26年 9月 実施計画及びプログラムの作成</p> <p>平成26年10月 受講者申込受付</p> <p>平成26年11月～12月 講習実施(全5日)</p>
備考	

## 市民後見推進事業の概要

市区町名	府中市
------	-----

事業区分	(3) 市民後見人の適正な活動のための支援
委託先及び委託内容	<p>全部委託 ・ 一部委託 ・ 委託なし</p> <p>委託先名：府中市社会福祉協議会</p> <p>委託内容：後見活動メンバーの支援、市民後見人推薦委員会の運営事務</p>
事業内容	<p>&lt;後見活動メンバー連絡会&gt; (対象者) 後見活動メンバー(※後見活動メンバー:府中市市民後見人基礎講習修了者) (内容) 成年後見制度の普及活動について、理解・協力を呼びかけるとともに、市民後見人の受任状況及び推薦のためのガイドラインの説明、受任者の活動報告等を行う。</p> <p>&lt;後見活動メンバーフォローアップ事業&gt; (対象者) 後見活動メンバー (内容) 弁護士、司法書士、社会福祉士などの専門職後見人をアドバイザーとして迎え、意見交換や懇談を行う。</p> <p>&lt;府中市市民後見人推薦委員会&gt; (構成メンバー) 弁護士、司法書士、社会福祉士、府中市福祉保健部職員、府中市社会福祉協議会職員、権利擁護センターふちゅう所長 (検討内容) 市民後見人候補者を推薦するケースの検討、市民後見人候補者の選考等</p>
事業スケジュール (予定を含む)	<p>&lt;後見活動メンバー連絡会&gt; 平成27年2月実施予定</p> <p>&lt;後見活動メンバーフォローアップ事業&gt; 平成27年2月実施予定</p> <p>&lt;府中市市民後見人推薦委員会&gt; 随時</p>
備考	

# 平成26年度 府中市市民後見人基礎講習 受講者募集要項

## 1 講習目的

府中市では、成年後見制度の普及啓発を行う際の協力者や、親族以外の市民が後見人となる「市民後見人」を養成して、受講者を募集します。講習修了者は、「後見活動メンバー」として登録し、①市民後見協力員 ②成年後見制度の普及啓発 ③市民後見人の活動へご協力いただきます。

※この講習は、特別な資格の取得を目的としたものではありません。

## 2 応募資格

- (1)原則府中市民で、府中市社会福祉協議会の生活支援員に登録している方
- (2)後見業務に関する活動を行う意思のある、おおむね65歳未満の方
- (3)成年後見制度及び高齢・障害福祉活動に理解と熱意があり、心身ともに健康な方
- (4)講習終了後「後見活動メンバー」に登録し、活動ができる方
- (5)全ての講習に参加できる方

## 3 定員 10名

## 4 選考方法

提出書類をもとに選考します。結果は10月17日（金）に申込者全員に通知します。

## 5 講習日程等

- (1)日程 平成26年11月10日(月)～12月15日(月) (全5回)

回	開催日	時間	内容
1	11月10日(月)	9:50～16:00	府中市の成年後見制度支援の仕組み、成年後見制度と地域福祉権利擁護事業、成年後見制度の理念と成年後見制度の身上監護と市民後見人に求められる役割
2	11月17日(月)	10:00～16:15	認知症の理解、精神障害の理解、知的障害の理解
3	12月1日(月)	10:00～15:00	成年後見人の基本的視点、成年後見人に必要な相続や扶養に関する法律知識
4	12月8日(月)	10:00～16:00	申立て手続きと財産目録の作成および受任後の報告書の作成、成年後見人に必要な消費者被害の対応
5	12月15日(月)	10:00～16:30	後見業務の実際、実践レポート、修了式

- (2)会場 府中市立ふれあい会館 6階 会議室

- (3)受講料 無料 ※講習にかかわる費用（交通費等）は個人負担

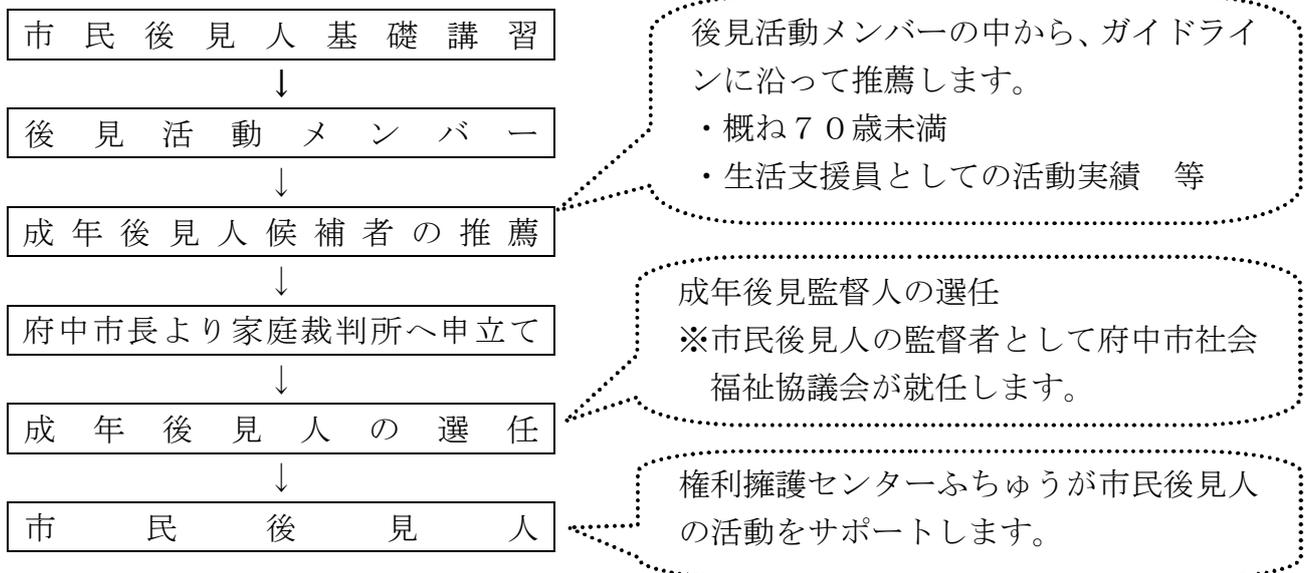
※全課程を修了した方には府中市から修了証を発行します。ただし、遅刻・早退・欠席があった場合は、修了証の発行はできません。

## 6 申込期間・提出書類

- (1) 申込期間 平成26年10月1日(水)～10月7日(火)
- (2) 提出書類
  - ア 平成26年度府中市市民後見人基礎講習申込書
  - イ 作文 所定の原稿用紙(パソコンで作成したものでも可。)
    - ・テーマ 「市民後見人を目指すにあたっての抱負」
    - ・内容 受講を希望する理由・今までの経験をどのように活かすか
    - ・文字数 800字以上1,000字以内

## 7 後見活動メンバーの活動

- (1) 市民後見協力員  
府中市社会福祉協議会が受任した法人後見業務へ協力する。
- (2) 成年後見制度の普及啓発  
権利擁護センターふちゅうが実施する普及・啓発活動への協力及び研修会へ参加する。
- (3) 市民後見人  
成年後見制度の利用が必要で、市民後見人を推薦するケースがあった場合、後見活動メンバーの中から成年後見人候補者を選出します。成年後見人候補者として推薦され、市長申立てにより家庭裁判所から選任された成年後見人を「市民後見人」と呼びます。市民後見人の活動は、権利擁護センターふちゅうがサポートします。  
※生活支援員としての活動実績がある、概ね70歳未満の方が対象となります。



申込み・問合せ 社会福祉法人府中市社会福祉協議会 権利擁護センターふちゅう  
〒183-0056 府中市寿町3-2 府中市立ふれあい会館内 電話042-360-3900